

## 委託契約書（案）

- |         |                             |   |    |
|---------|-----------------------------|---|----|
| 1 業務名   | 福島県いわき合同庁舎警備業務              |   |    |
| 2 業務場所  | 福島県いわき合同庁舎（福島県いわき市平字梅本15番地） |   |    |
| 3 履行期間  | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで       |   |    |
| 4 契約金額  | 金                           | 円 |    |
|         | （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額        |   | 円） |
| 5 契約保証金 | 金                           | 円 |    |

上記委託業務について、委託者 福島県を甲とし、受託者 \_\_\_\_\_ を乙として、次の条項により委託契約を締結する。

### （業務の履行）

第1条 乙は、別添特記仕様書に基づき、頭書の期間内に頭書の委託業務（以下「業務」という。）を甲の指定する施設管理担当者の指示に従い実施しなければならない。

### （実施計画等）

第2条 乙は、業務の実施に当たっては、実施計画書等を提出し、あらかじめ甲の承認を得て計画的に実施するものとする。

### （業務従事者）

第3条 乙は、業務を遂行するため所要の人員を業務従事者（以下「業務従事者」という。）として常駐させるものとする。

- 業務従事者の指揮及び監督については、一切乙の責任によるものとする。
- 業務従事者については、責任感旺盛かつ誠実で健康な者を充てるものとし、あらかじめ経歴書その他の必要書類を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。
- 乙は、業務従事者の交替を行おうとする場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。
- 甲は、業務従事者について不適格であると認めるときは、乙に対して業務従事者の交替等を申し出ることができる。この場合において、乙は速やかに必要な措置を講じるものとする。
- 業務従事者は、身分証明書を携行し規律の保持に努めるとともに、業務内容を熟知し、誠実に業務を実施しなければならない。
- 乙は、乙と乙の業務従事者又は業務従事者間の紛争等による影響を甲に与えてはなら

ない。

(業務責任者の届出)

第4条 乙は、本契約の履行に関し、乙の業務従事者の中から責任者を定め、甲に届出をし、その者に他の業務従事を指揮監督させるとともに、受託業務の管理及び甲との連絡等にあたらせなければならない。

(労働関係法令遵守の確認)

第5条 「福島県庁舎等維持管理業務委託契約における労働関係法令遵守の確認等に関する要綱」第5条の規定に基づき、乙は甲に対して「労働関係法令の遵守状況に関する報告書」を契約締結後速やかに提出しなければならない。

(休憩室の無償貸与)

第6条 甲は業務従事者の休憩の用に供するため、一部屋を無償で乙に貸与するものとする。

(業務報告)

第7条 乙は、業務報告を甲の指示するところにより甲に報告しなければならない。

(履行の確認及び補正)

第8条 甲は、前条の規定による業務報告その他の方法により、業務内容を確認しなければならない。

- 2 前項の確認の結果、乙の業務内容が適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。
- 3 前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る確認については第1項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第9条 甲は、契約金額の12分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て、最終分に加算する。)を月ごとに支払うものとする。

毎月分                      円                      最終分                      円

- 2 乙は、業務内容について、前条の確認の結果適正であるとされたときには、請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(遅延利息)

第10条 甲は、正当な理由なく前条第3項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 業務実施中、業務従事者の故意又は過失によって建物、機械器具、備品等を破損若しくは亡失し、または第三者に損害を与えたとき乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、天災地変その他避けることができない事由による場合は、この限りでない。

(契約の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙が契約解除を申し出たとき。
- (4) 乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(その役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな

どしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結をしたと認められるとき。

ト 契約の相手方が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(7) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解除の通知をした上で契約を解除することができる。

3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第15条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(談合その他不正行為による損害賠償に関する定め)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(名義変更の届出)

第17条 乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届け出なければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(必要経費の負担)

第20条 各業務の実施にあたり必要とする光熱水費及び電話料は甲の負担とする。

(協議)

第21条 この契約について生じた疑義及び定めのない事項については、甲乙協議して決定する。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合のみ記載する)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和8年4月1日

甲 福島県いわき市平字梅本15  
福島県  
福島県いわき地方振興局長 根本 和代

乙